

令和8年度集団指導
地域密着型サービス・総合事業に
係る留意事項について

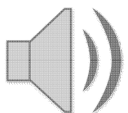


Ise City

伊勢市

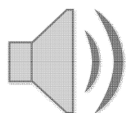
福祉監査室事業所係

令和8年6月



目次

1	指定基準について	5
1	内容及び手続の説明及び同意	5
2	基本取扱方針及び具体的取扱方針	6
	<サービスの質の評価>	6
	<身体的拘束等の適正化の推進>	7
3	個別サービス計画の作成	11
4	運営規程	14
5	勤務体制の確保	15
6	業務継続計画（BCP）	22
7	非常災害対策	24



目次

1 指定基準について

8	衛生管理等	25
9	協力医療機関等	26
10	掲示	29
11	秘密保持	30
12	地域との連携等	31
13	虐待の防止	33
14	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員 の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の 設置	35

条例、指定基準及び報酬基準等を確認し、適正な事業運営及び報酬請求をお願いします。

伊勢市 条例

- ・伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月27日条例第30号）
- ・伊勢市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月27日条例第31号）

指定 基準

- ・指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）

報酬 基準

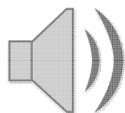
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）

解釈通知、 留意事項 通知

- ・指定密着型サービス及び指定密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）

介護報酬

⇒ ⇒ [【厚生労働省HP】 ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護 >介護・高齢者福祉>介護報酬](#)



2 指定基準について

1 内容及び手続の説明及び同意

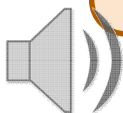
利用者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（説明書やパンフレット等）を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ること。

○重要事項の例

- ・ 運営規程の概要
- ・ 従業者の勤務体制
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 苦情処理の体制
- ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（療養通所介護を除く）
（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）

など

第三者評価を実施していない場合であっても「実施がない」旨を記載する必要があります。



2 基本取扱方針及び具体的取扱方針①

<サービスの質の評価>

- ① 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

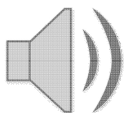
※サービスの質の評価の例

利用者及び家族へのアンケート、「自己点検シート」チェック、第三者評価等

- ② その結果を利用者及び家族へ提供するほか、事業所内の見やすい場所への掲示などにより公表すること。

【定期巡回・小多機・看多機】

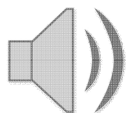
- ③ 自己評価を行うとともに、県が選定した評価機関による外部評価（または運営推進会議における評価）を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行い、その結果を利用者及び利用者の家族へ提供するほか、事業所内の見やすい場所への掲示、市の窓口、地域包括支援センターに置く方法か、インターネット活用などにより開示しすること。【GH】



2 基本取扱方針及び具体的取扱方針②

<身体的拘束等の適正化を図る措置>

- ① 当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合等を除き、身体的拘束を行ってはならない。
- ② やむを得ず身体的拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。



2 基本取扱方針及び具体的取扱方針③

<身体的拘束等の適正化を図る措置>

緊急やむを得ない場合の身体的拘束等とは

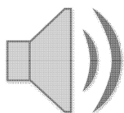
下記3つの要件を満たし、かつ、その手続きがきわめて慎重に実施されているケースに限られます。

- ① 「切迫性」 …… 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 「非代替性」 …… 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 「一時性」 …… 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

介護施設事業所等で働く方々への手引き：

「身体拘束廃止・防止の手引き」

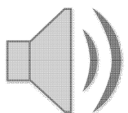
令和5年度老人保健健康増進等事業



2 基本取扱方針及び具体的取扱方針④

<身体的拘束等の適正化を図る措置> 【密着特養・GH・小多機・看多機】

- ① 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。



2 基本取扱方針及び具体的取扱方針⑤

<身体的拘束等の適正化を図る措置>

身体拘束廃止未実施減算

身体的拘束等の適正化のための措置（前ページ①～④）が講じられていない場合、下記の単位数が減算される。

- ・多機能系サービス（小多機・看多機）、GH短期利用
⇒所定単位数の1/100に相当する単位数
- ・施設・居住系サービス（密着特養・GH）
⇒所定単位数の10/100に相当する単位数

利用者に対して身体的拘束等を行った場合ではなく、身体的拘束等の適正化を図るための全ての措置がなされていない場合は、減算の適用となりますのでご注意ください。【介護最新情報Vol.1345】

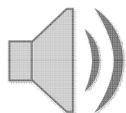


3 個別サービス計画の作成 ①

密着特養の個別サービス計画については P27

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した個別サービス計画を作成すること。 ※ 1

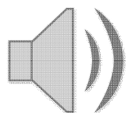
- ① 個別サービス計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得ること。また、当該計画を利用者へ交付すること。
- ② 指定居宅介護支援事業者から個別サービス計画の提供の求めがあった際は、当該計画を提供することに協力するよう努めること。
※ 2
- ③ 利用者について、個別サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行い、その実施状況や評価について利用者又は家族に説明を行うこと。



3 個別サービス計画の作成②

- ※1 小多機・看多機については、個別サービス計画とは別に居宅サービス計画の作成が必要です。【資料4】居宅介護支援・介護予防支援に係る留意事項の具体的取扱方針ページをご確認ください。

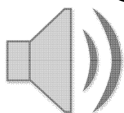
- ※2 定期巡回については、居宅サービス計画に定められたサービス提供日時にかかわらず、居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者がサービス提供日時等を決定できるが、この場合においては、担当する介護支援専門員に対し個別サービス計画を提出すること。



3 個別サービス計画の作成③

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（密着特養）】

- ① 入所者（※ユニット型の場合は入居者）の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画上に位置付けるよう努めること。
- ② 入所者の有する能力、その置かれている環境等を踏まえること。
- ③ アセスメントに当たっては、入所者及びその家族に面接して行うこと。
- ④ 介護支援専門員は、アセスメント結果に基づき、施設サービス計画を作成するとともに、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の原案について、専門的な見地からの意見を聴取すること。
- ⑤ 計画原案の内容について、入所者又はその家族に対して説明した上で入所者※の同意を得ること。また、当該計画を入所者へ交付すること。
- ⑥ 定期的に入所者に面接しモニタリングを実施し、定期的に結果を記録すること。



4 運営規程①

● 員数の記載について

運営規程や重要事項説明書に記載する従業者の「員数」について、人員基準を満たす範囲で「〇〇人以上」と記載することは可能。

① 「〇〇人以上」と記載する場合

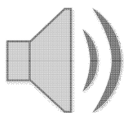
人員基準を満たしている場合は、「〇〇人以上」を変更しない限り、運営規程の変更及び変更届の提出は不要（ただし、P8の場合は注意）。

② 実人数を記載する場合

毎年4月1日時点で、前年度の4月1日と比較して変更がある場合、変更届を提出すること（年1回の見直しと提出）。

ただし、人員に変更があればその都度、運営規程の変更は必要。

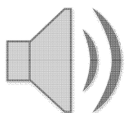
➤ 市への届出は年1回でよいが、運営規程の変更を行わなくても良いというものではないことに留意すること。



5 勤務体制の確保①

- ① 他職種や他事業所と兼務する従業者について、辞令や労働条件通知書等で、勤務する職種及び勤務場所を明らかにすること。
- ② 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種（管理者、生活相談員、機能訓練指導員、介護職員、看護職員等）、専従・兼務関係等を明確にすること。
 - 他職種や他事業所と兼務する場合は、それぞれの職種や事業所において勤務する時間を明確に区別して記録すること。
 - 法人の役員等であっても、介護保険上の従業者である場合は、同様に勤務管理を行うこと。
- ③ 勤務表はユニット毎に作成すること。【GH】
- ④ 従業者の資質向上のために研修を計画的に行うこと。
 - 感染症の予防及びまん延防止、虐待防止、業務継続計画、非常災害対策、身体的拘束の適正化を含むこと。

※研修については、サービス種類毎に定められていますので、ご確認ください。



5 勤務体制の確保②

○従業者への認知症介護基礎研修受講の義務付け

【定期巡回・訪問介護相当サービスを除く】

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものについて、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

※ 令和6年4月1日より義務付け。

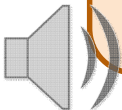
※ 採用時に未受講の場合は、採用後1年を経過するまでに受講させること。

※ 各資格のカリキュラム等において認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している場合は対象外。

⇒ 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程1級・2級課程修了者ほか

三重県が指定した法人の実施する研修には、eラーニングによる研修や集合形式の研修等があります（一部受講料無料の法人もあり）。詳細については、三重県HPをご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/22836022806-010001.htm>



5 勤務体制の確保③

- ⑤ 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われるセクハラ又はパワハラ等により、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

<講ずべき措置の具体的内容>

- (ア) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- (イ) 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制整備
- (ウ) 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために必要な体制整備（令和8年10月より義務化）

※パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、労働施策総合推進法により、令和4年4月1日から中小企業を含むすべての企業に義務付けられています。

※厚生労働省HP参照

介護現場におけるハラスメント対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

職場におけるハラスメントの防止のために

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

①顧客等の言動であって、

②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、

③労働者の就業環境が害されるもの

であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。

（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含みます。）

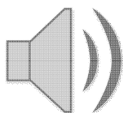
②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）



カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず**講じなければなりません。

(太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。)

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには**毅然とした態度**で対応し、**労働者を保護する**旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及び**あらかじめ定めた対処の内容**(※)を、労働者に周知する
(※) 管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要な カスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの**対処の方針**をあらかじめ定め、労働者に周知し、**当該対処を行うことができる体制を整備する**

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
 - ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
 - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、**SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるもの**も含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・ インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を**必ず**講じなければなりません。

(太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。)

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③ **求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する**

※ 例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類指定等、面談等を行う際の規則など

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥ 事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦ 被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧ 行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨ 再発防止に向けた措置を講ずる

◆相談体制の整備

- ④ 相談窓口をあらかじめ定め、**求職者等**に周知する
- ⑤ 相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩ 相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪ 労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

6 業務継続計画 (BCP) ①

① 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。

※①の措置が未実施の場合、業務継続計画未策定による減算が適用されます。

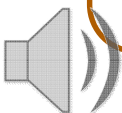
② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること (年1回以上)。

③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

※厚生労働省HP参照

介護施設・事業所における業務継続計画 (BCP) 作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kai-go_koureisha/douga_00002.html



6 業務継続計画（BCP）②

（ア）感染症にかかる業務継続計画の記載内容

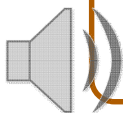
- ① 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ② 初動対応
- ③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

「介護施設・事業所における**感染症発生時**の業務継続ガイドライン」
厚労省老健局

（イ）災害に係る業務継続計画

- ① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ③ 他施設及び地域との連携

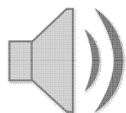
「介護施設・事業所における**自然災害発生時**の業務継続ガイドライン」
厚労省老健局



7 非常災害対策

【定期巡回・訪問介護相当サービスを除く】

- ① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知すること。
 - ▶ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくても良いこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。
- ② 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
 - ▶ 訓練の実施について、記録を行うこと。
- ③ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。



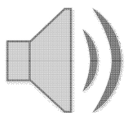
8 衛生管理等

<感染症の予防及びまん延防止のための措置>

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。（指針には平常時の対策、発生時の対応を記載）
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること（年1回以上）。

指針・マニュアルの参考資料：

「介護現場における感染対策の手引き」厚労省老健局



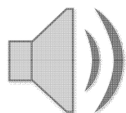
9 協力医療機関等①

<協力医療機関との連携体制の構築> 【密着特養・GH】

ア 施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携のもとで適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、①～③要件を満たす協力医療機関を定める。
令和9年3月31日までは努力義務

- ① 入所者（利用者）の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

GHについては、①②の要件を満たす協力医療機関を定めること



9 協力医療機関等②

<協力医療機関との連携体制の構築>

【密着特養・GH】

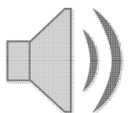
イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者（利用者）の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関に関する届出書を、市の福祉監査室に提出すること。

令和9年3月31日までは努力義務

ウ 入所者（利用者）が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めること。

<新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携>

入所者（利用者）が新興感染症に感染した場合に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を構築しておくため、第二種協定指定医療機関と新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。



10 協力医療機関等③

<協力医療機関連携加算に係る要件変更> 【密着特養・GH】

- エ 概ね月1回以上、地域医療情報連携ネットワークなどのシステムにより入所者情報を共有できる場合は年3回以上の会議の開催が求められていたのに対し、①システムにより入所者情報を共有できる場合は年1回以上、②そうでない場合は年3回以上の開催で算定可能となりました。

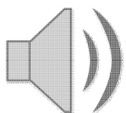
令和8年6月分の算定分から適用

介護保険最新情報vol.1502（令和8年5月8日付け）のQA参照

協力医療機関連携加算に係る要件変更について

- 令和6年度診療報酬・介護報酬の同時改定において、介護保険施設等に対して、入所者の病状急変時等に相談・診療を常時行う体制や、入院が必要な場合に原則受け入れる体制を確保している協力医療機関を定めることが、3年間の経過措置期間を設けた上で義務化された。
- 令和8年度診療報酬改定では、協力医療機関と介護保険施設等とで行うカンファレンスの頻度について、有機的な連携体制を保ちつつ業務効率化を図る観点から、ICTによる情報共有を行う場合は年1回、ICTによる情報共有を行わない場合は原則年3回へと見直された。
- こうした状況を踏まえ、協力医療機関連携加算に係る要件変更として、協力医療機関と介護保険施設等とで行う定期的な会議の開催頻度は、令和8年度診療報酬改定と同様の開催頻度とし、ICTによる情報共有を行う場合は年1回、ICTによる情報共有を行わない場合は原則年3回へと見直すこととする。

厚生労働省 第255回介護給付費分科会資料2 協力医療機関連携加算に係る要件変更について（報告）抜粋



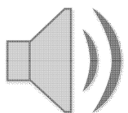
12 掲示

<「書面掲示規制」の見直し>

重要事項について、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載・公表しなければならないこと。

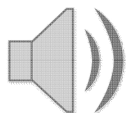
事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載・公表しなければなりません。

法人のホームページ等または
介護サービス情報公表システム上に掲載・公表



II 秘密保持

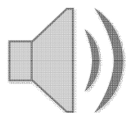
- ① 従業者が退職した後においても、秘密を保持すべき旨を、**雇用時に**取り決めておくなど、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- ② サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。
※利用者の代筆者としての署名(記名押印)等と利用者家族としての個人情報の使用同意は別であることに留意すること。



12 地域との連携等①

地域密着型
サービスのみ

- ① 地域密着型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、「運営推進会議」または「介護・医療連携推進会議」を設置し、当該会議でサービスの提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望を聴き、助言等を得ること。
- ② ①の内容について記録を作成するとともに、記録を公表すること。
- ③ 事業所は自己評価を行うとともに、当該自己評価の結果について、運営推進会議においてサービスの評価（外部評価）を1年に1回以上行うこと。【定期巡回・GH・小多機・看多機】
- ④ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及びその家族に対して提供するとともに、「介護サービス情報公表システム」への掲載、法人のホームページへの掲載、WAMNETの利用、又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表すること。【定期巡回・GH・小多機・看多機】



12 地域との連携等②

- グループホームの特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方について

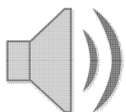
【GH】

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施について（平成18年10月17日老計発第1017001号）

参考：WAMNET

福祉サービス第三者評価・地域密着型サービス外部評価・運営推進会議等における外部評価情報の概要

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/fserviceh/>



13 虐待の防止①

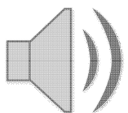
利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応の観点から、次に掲げる措置を講じること。

※①～④の措置が未実施の場合、高齢者虐待防止措置未実施減算が適用されます。

① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

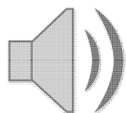
※委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

② 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。



13 虐待の防止②

- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（**GH・密着特養は年2回、それ以外のサービスは年1回以上**）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施すること。また、その実施内容について記録すること。
- ④ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。
- ⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項を「運営規程」において定めること。



14 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

<介護現場の生産性の向上> 【密着特養・GH・小多機・看多機】

委員会の設置 ※令和9年3月31日までは努力義務

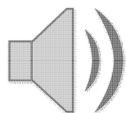
介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務付けられました。

参考資料：厚労省老健局

「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」

厚労省ホームページ「介護分野の生産性向上～お知らせ～」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>



ご覧いただきありがとうございます。

事業所内での情報共有をお願いします。

「参加確認表」を必ず提出してください

提出期限：令和8年9月30日（水）



©2008 伊勢市

